くらしの情報 とやま
2012.12.1
12・1月号
No.156
トピックス P2 商品テスト情報～卓上式電磁調理器について～
発行／富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html

申し込んでいないのに送りつけようとする健康食品
～不要だと断ると脅されたのですが…～

先日、心当たりのない業者から、「以前、お申し込みいただいた健康食品を、今から送付するので代金を支払ってほしい。」と突然電話があり、「注文していないから不要だ。」と断りましたが、聞き入れてもらえないので電話を切りました。折り返し業者から電話がかかり、「支払わないと裁判沙汰になる」と脅されて困っています。どうすればいいでしょうか…（70代女性）

健康食品の電話勧誘で、「注文していないのに『商品を送る』と言われた」「注文していないので断ると、『裁判所から通知が届く』と脅された」、「暴言を吐かれた」などの相談が寄せられています。

消費生活センターから業者に連絡すると「その人からの注文は受けていない」などと態度を変えるケースもあります。

相談者には、注文していなかったり不要な場合は、きっぱりと断るよう、また脅された場合は、警察に相談するよう助言しました。

注文していないにもかかわらず一方的に商品が送り付けられた場合は、商品を受取る必要はなく代金の支払いの義務もありません。後々のトラブル防止のために、業者名や連絡先を確認しておくことも大切です。（電話の着信履歴も参考になります。）なお、断り切れずに承諾してしまった場合でも、クーリング・オフ（契約書面を受け取った日から一定期間は無条件で解約できる制度。この場合は8日間）ができます。

高齢者に対しては、トラブルに遭わないようご家族やホームヘルパーなど周りの方も気をつけて、見守りましょう。

万一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに身近な人や市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。

注意喚起！ 家庭用健康器具でのけがに注意！

自宅で簡単に運動できる家庭用健康器具は、テレビショッピングやインターネット、ホームセンター等で販売されており、手軽に購入することができます。しかし、「健康に良いと聞いて使ったら腰痛になった」「ゴム製の器具で目を打って視力が落ちた」などの相談が寄せられています。事故を防ぐために次のことに注意しましょう。

- テレビショッピングなどの宣伝では、健康器具を使ってはいけない症状の人などの細かい注意事項が流れない場合があります。持病のある人はその健康器具が使用できるか、医師に確認してから購入しましょう。
- ノルマを決めると自分の体力以上の運動になる場合もあるので、けがをするおそれがあります。体調にあわせて無理のない程度に運動しましょう。使用中に体や運動器具に異変を感じたら、すぐに使用を中止しましょう。体調不良が続く場合は、医療機関を受診しましょう。

詳しくは、独立行政法人国民生活センターのホームページをご覧ください。http://www.kokusen.go.jp/

商品テスト情報　卓上式電磁調理器について

卓上式電磁調理器（通称IHクッキングヒーター）は、各種安全装置が付いており、高齢者にも安全に使用できる調理器として注目され、店頭には様々な機種が並べられていますが、一方で、使用中に白煙が出たり、火災に至った事例も発生しています。このようなことから、北陸三県（富山県、石川県、福井県）の消費生活センターでは、市販されている「卓上電磁調理器」の安全性や性能のテストを行い、購入時や使用上の注意点などをまとめましたのでお知らせします。

出力1200W　出力1300W

北陸三県のホームセンターなどで購入できる9銘柄をテストしました。
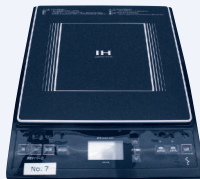
出力1400W

テスト結果

- 対象品は北陸三県のホームセンターや家電量販店などで購入できる9銘柄で、価格は、5,080円～17,800円と開きがあり、出力の大きい銘柄の方が高い傾向でした。
- 電気用品安全法や電波法に基づく表示は、全ての銘柄に適正に表示されていました。
- 各銘柄とも、本体には警告または注意表示で、ヤケドのおそれなどに関する表示があり、取扱説明書にはプラグやトッププレート、コードの取扱い、使用時、揚げ物時などにおける警告表示、注意表示等が細かく記載されていました。特に、発煙、発火のおそれのある揚げ物時の注意表示事項については、全ての銘柄で、鍋の形状や大きさ、適正な油量などが詳しく記載されていました。
- 9銘柄の外形は、概ね四角形で、重量は2.2～3.1㎏でした。使用時に鍋をトッププレートの中央に置く目安として同心円などが描かれており、8銘柄に目の不自由な方のために、操作部の各キー等に点字が入っていました。
- ほとんどの銘柄に安全機能として、鍋検知機能、鍋なし検知機能、小物検知機能、切り忘れ防止機能、異常温度上昇防止機能等があり、さらに、2銘柄にチャイルドロック機能がありました。
- IH土鍋については、ほとんどの銘柄の取扱説明書で「使えない鍋」としてあげられており、理由は、「故障したり、火力が弱くなりうまく調理ができないものがある」としています。

購入時の留意点

- 銘柄によって省エネ性能や安全機能、使用方法等に違いがあるため、カタログや取扱説明書などでよく確かめてから自分に合ったものを選びましょう。
- 小さな子どもを持つ家庭などでは、チャイルドロック機能があるなど安全性に十分配慮したタイプを選ぶと良いでしょう。
- カセットこんろとの比較では、メリットは、「火炎がなく、比較的安全性が高い」、「燃費が良い」などの点があげられます。一方、デメリットは、「消費電力が大きく、他の電気製品との同時使用は要注意」、「火炎がないなどのため、料理を作るのに制限がある」などです。
- 鍋は、銅やアルミ製の鍋など電磁調理器で使用できないものがあり、使用できても、銘柄や材質によって性能等に違いがあるので、カタログで調べたり販売店に問い合わせるなどして、使用する電磁調理器に適した鍋を選びましょう。

使用時の留意点

- 使い方を誤ると火災やヤケドのおそれがあるので、取扱説明書をよく読んでから使用しましょう。特に揚げ物時には、鍋底の形状や大きさ、油の量について注意しましょう。
- 調理後しばらく（20分程度）は、トッププレートが熱いので手を触れないよう注意しましょう。
- 空だき防止や小物発熱防止等の安全機能が付いている銘柄でも、鍋の材質や変形、小物の種類によっては十分に働かない場合があるので、料理中はその場から離れないようにしましょう。
- 使用しないときは、省エネや安全性確保のため、コンセントから電源プラグを抜いて上には何も置かないようにしましょう。

石油ストーブによる事故の防止について

これから冬を迎え、暖房器具を使う機会が増えますが、暖房器具の事故は、火災を伴う場合が多く、身体への被害も多く発生しています。特に昨年の震災以降、節電指向が高まり、石油ストーブを使用する家庭が増加し、事故が増加しています。

石油ストーブによる事故は10月頃から増加し始め、12月から1月がピークになります。また、誤使用や不注意などの使い方に関連する事故が多いことから、事故の防止のため、製品を正しく安全に使用することが重要です。

○石油ストーブの事故（例）

- カートリッジタンクのふたがしっかり締まっておらず、漏れた灯油に引火した。
- 布団がストーブに触れたため、温度が上がって火が着いた。
- ストーブの上に干していた洗濯物が落ちて、火が着いた。
- 灯油と間違えてガソリンを給油したため、出火した。　など

○事故防止のために

◆給油の際は、必ず火を消しましょう。また、給油タンクの口金がしっかりと締まっているか確認しましょう。

◆ストーブの上部などに洗濯物を干すことや、カーテンやふとんなど燃えやすいものの近くでの使用はやめましょう。

◆間違ってガソリンを入れてはいけません。

◆ストーブを使用する際は、必ず換気を行ってください。換気が十分でない場合、不完全燃焼による一酸化炭素中毒を起こし、死亡事故につながるおそれがあります。

介護ベッドの手すり等による死亡事故が発生しています！

近年、医療・介護ベッドのサイドレール（※1）やベッド用グリップ（※2）による死亡事故等が報告されています。

事故の多くは利用者の首や手足がサイドレール等のすき間や、内部の空間に入り込んだことによるものです。これらの事故の多くは、利用者の身体状況や使用状況によると思われるものであり、危険な部分があるかどうかの確認と正しい使い方によって未然に防ぐことができます。

※1 サイドレール：ベッドで寝ている人の転落や寝具の落下を予防するための製品
※2 ベッド用グリップ：ベッド上での起き上がりやベッドからの立ち上がりなどの動作を補助するための製品

○特にご注意いただきたい方

- 発作、病状、症状などにより、自分の体を支えられずサイドレール等に倒れ込むおそれのある方
- 自力で危険な状態から回避することができないと思われる方
- 認知機能障害などにより、ベッド上で予測できない行動をとると思われる方
- 片マヒなどの障害などにより、体位を自分で保持できない方

○事故防止のために

- クッション材や毛布などですき間を埋めましょう。
- すき間を埋める対応品を使用しましょう。
- サイドレールなどの全体をカバーや毛布で覆いましょう。
- 危険な状態になっていないか、定期的にベッド利用者の目視確認を行いましょう。
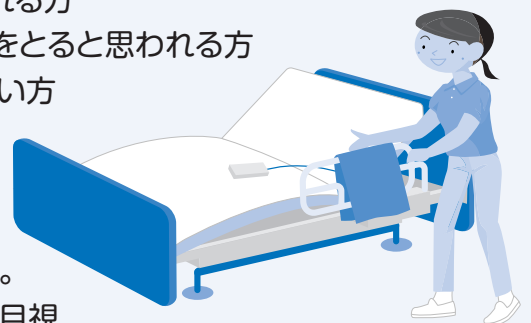
はじめませんか、冬の省エネ。

今年もまた冬がやってきました。厳しい寒さの中、ついつい暖房器具の設定温度を上げたり、つけっぱなしにしたりと、エネルギー消費量が増えてしまいがちですが、ちょっとした工夫によって部屋の暖房効率や体感温度を上げることができます。
光熱費の節約だけでなく、地球にもやさしい省エネライフスタイルを実践してみませんか。

エアコン
- 重ね着などをして、室温20℃を心がけましょう。
- 窓には厚手のカーテンを掛けましょう。

照明
- 不要な照明をできるだけ消しましょう。

テレビ
- 画面の輝度を下げましょう。
- 必要な時以外は消しましょう。

冷蔵庫
- 冷蔵庫の設定を「弱」に変えましょう。
- 扉を開ける時間をできるだけ減らしましょう。
- 食品をつめこまないようにしましょう。

ジャー炊飯器
- 早朝にタイマー機能で1日分をまとめて炊きましょう。
- 保温機能は使用せずに、よく冷ましてから冷蔵庫に保存しましょう。

温水洗浄便座（瞬間式）
- 便座保温・温水の設定温度を下げましょう。
- 不使用時はふたを閉めましょう。

待機電力
- リモコンではなく、本体の主電源を切りましょう。
- 使わない機器はプラグを抜いておきましょう。

※無理のない範囲でのご協力をお願いします。

富山県消費生活審議会委員の公募について

県の行う消費者施策をより良いものにするため、県の消費者行政についてご意見をいただく「富山県消費生活審議会」の委員を次のとおり募集しています。
ご応募にあたっては、応募申込書及びレポートの提出をお願いします。詳しくは、富山県のホームページ（http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html）をご覧ください。

募集人数　1名
任　　期　平成25年2月17日から平成27年2月16日まで（2年間）
受付期間　平成24年11月21日（水）から12月20日（木）まで

お問合せ先：県庁県民生活課　電話　076-444-3129

消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター（富山市役所内）
……………………………☎076-443-2047
高岡市　市民協働課……………☎0766-20-1522
［消費生活相談コーナー（エルパセオ内）］…☎0766-28-1141
魚津市　市民課……………………☎0765-23-1003
氷見市　市民課……………………☎0766-74-8010
滑川市　生活環境課……………☎076-475-2111（内334）
黒部市　市民環境課……………☎0765-54-3198
砺波市　生活環境課……………☎0763-33-1153
小矢部市　市民協働課…………☎0766-67-1760（内732）
南砺市　住民環境課（井波庁舎）…☎0763-23-2035
射水市　生活安全課（大島庁舎）…☎0766-52-7974
舟橋村　総務課……………………☎076-464-1121（内29）
上市町　町民課……………………☎076-472-1111（内103）
立山町　住民課……………………☎076-462-9915
入善町　住民環境課……………☎0765-72-1100（内132）
朝日町　産業課……………………☎0765-83-1100（内237）

◆富山県消費生活センター
富山市湊入船町6番7号（富山県民共生センター内）
消費生活相談　☎076-432-9233
消費者金融・多重債務相談　☎076-433-3252
FAX076-431-2631
URL　http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm
【開所時間】
午前8時30分～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）
毎週火曜日は午前8時30分～午後8時（休日、年末年始を除く）

◆富山県消費生活センター高岡支所
高岡市本丸町7番1号（本丸会館　新館5階）
消費生活相談、消費者金融・多重債務相談
☎0766-25-2777　FAX0766-25-2890
【開所時間】
午前8時30分～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

◆富山県消費者協会（富山県民共生センター内）
※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。
☎076-432-5690　午前9時～午後4時

消費者の安全・安心コーナーホームページURL　http://www.consumer-toyama.jp/